

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【長瀬町の立地環境】

長瀬町は、埼玉県の北西部、秩父山系の関門に位置し、長瀬町の中央を縦貫して流れる荒川の両岸に細長く開けており、全域が、埼玉県立長瀬玉淀自然公園区域に指定されている。総面積は 30.43 km² で、そのうち約 60%が山林で占められている。また、四方を宝登山、不動山、陣見山、釜伏山といった山々に



囲まれ、これらの山を源とする沢は、それぞれ荒川に流入している。

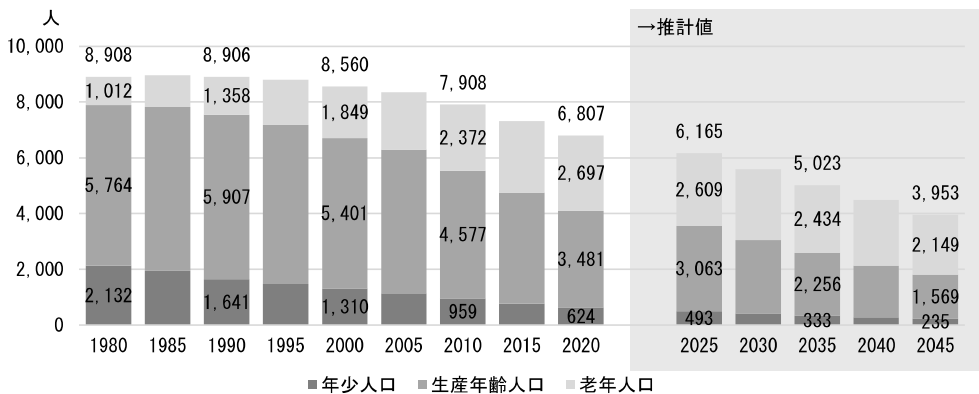
交通は、都心から関越自動車道を使用すると約 1 時間 30 分、国道 17 号、国道 140 号を利用すると約 2 時間 15 分の距離にある。鉄道は池袋から JR や東武東上線、西武秩父駅から秩父鉄道が乗り入れている。長瀬町商工会は、長瀬町唯一の商工団体である。

【人口】

令和 4 年 8 月 1 日時点の人口は 6,701 人である（住民基本台帳）。

国勢調査の結果を基に人口推移をみると、人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。年齢別人口について将来の推移をみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口のすべてが減少傾向で推移することが予測されている。

高齢化率は、令和 2（2020）年の 39.6%から令和 27（2045）年には 54.4%に上昇する見込み。生産年齢人口比率は、令和 2（2020）年の 51.1%から令和 27（2045）年には 39.7%に低下する見込みである。



出典：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

②想定される災害リスク

【地震】

(長瀨町で過去に被害をもたらした主な地震災害)

1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災、1931年(昭和6年)9月21日に発生した西埼玉地震があげられる。近年では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、長瀨町は最大震度4を観測し、長瀨町内で停電が発生し、交通機関等にも影響を及ぼした。

■主な被害地震

発生年月	被害概要
昭和6年 9月21日 西埼玉地震	小川町を震源とするM6.7の地震が発生し、蓬莱島の西側の岩が崩壊して荒川の水が一時濁った。
昭和43年 7月1日	東松山市を震源とする震度4強の地震が発生し、矢那瀬地区内の秩父鉄道の線路上に岩石が崩落して一時不通となった。
平成23年 3月11日 東日本大震災	三陸沖を震源とするM9.0の地震が発生し、当町では最大震度4を観測した。これにより大字長瀨地内において停電が発生したほか、町内各所の踏切が閉じたままになり、秩父鉄道の運転が見合わせとなった。このほか、東京電力の発電所が被災し、長期の計画停電となった。

※長瀨町国土強靱化地域計画「過去に被害をもたらした災害 P15」より出典

(長瀨町で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

地震により長瀨町内で発生すると想定される災害の規模は、関東平野北西縁断層帯を震源とするもので、埼玉県が実施した「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)において、長瀨町に係る地震被害想定は、次のようになっている。

海溝型地震	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	[M7.3]	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	[M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西部縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0～0.008%
	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の発生確率：0.5～2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参考にしたもの

※長瀨町国土強靱化地域計画「想定する大規模自然災害 P16」より出典

【風水害及び土砂災害】

(長瀨町で過去に被害をもたらした主な風水害及び土砂災害)

長瀨町における水害で、もっとも大きな被害をもたらしたものは、1742年(寛保2年)8月28日に発生した大風雨で、荒川の大氾濫によって水位は18m以上にも達し、付近一帯が水没したとされている。

また、明治43年8月には、前線及び台風の影響による大雨により、秩父郡では1,660箇所という驚くべき数の山崩れが発生し、荒川は未曾有の大洪水となり、特に旧白鳥村が激甚な被害を受けている。近年では、令和元年東日本台風（台風19号）によって、長瀨町にも大きな被害が発生した。

■主な気象災害

発生年月	被害概要
昭和13年9月 台風による風水害	9月1日の大雨による荒川の洪水で流失5戸、浸水35戸の被害を受けたほか、おらく橋（旧高砂橋）が被害を受けた。
昭和22年9月 カスリーン台風	9月14日から15日にかけて、台風による大雨により、荒川が洪水となり滝の上及び井戸肥土各地区で民家に被害が生じ、明治43年8月の大水害に次ぐ被害となった。
昭和32年6月 台風第5号	6月18日から22日にかけて台風第5号が関東地方を通過し大雨を降らせ、矢那瀬上波久礼で秩父鉄道線路上に土砂が崩れ落ち、一時不通となった。
昭和41年9月 台風26号	9月25日午前2時頃秩父地方を通った台風26号による暴風により、電話線や電力関係等のほか、井戸中郷区で全半壊6戸という大きな被害が出た。
昭和46年8月 台風23号	井戸地区の法善寺裏、洞の入りで山崩れが発生し、20a程の損害があった。
昭和49年9月 台風16号	大雨による荒川の増水により、井戸地区の金石キャンプ場のバンガロー数棟が流出し、別荘1戸が半壊した。
令和元年 10月12日 東日本台風	10月12日から10月13日、台風第19号（令和元年東日本台風）。12日の日降水量は、秩父511ミリ、浦山635ミリ、三峰549ミリ、上吉田434ミリに達した。また、当町内の野上観測所においても時間雨量47mmを観測し、大雨特別警報が発表された。町内の被害は住家全壊1棟、大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊（準半壊）1棟をはじめ、町道、林道等にも多数の被害が発生し、射撃大会により町内に宿泊していた学生等を含む475人が指定避難所及び埼玉県立長瀨げんきプラザへ避難した。なお、この災害により、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

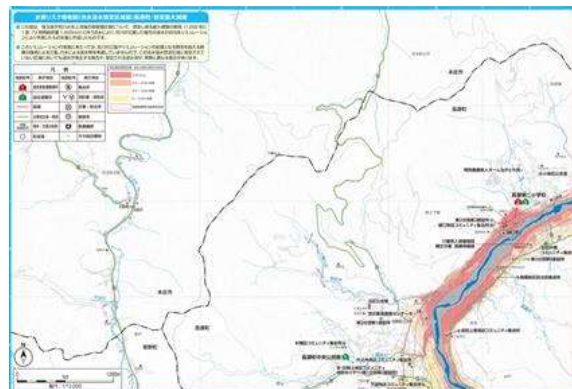
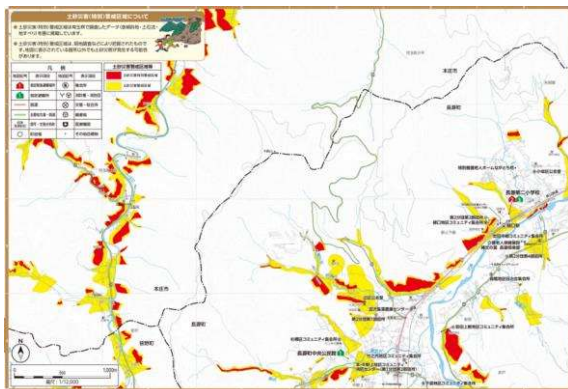
※長瀨町国土強靱化地域計画「過去に被害をもたらした災害 P14」より出典

（長瀨町で今後発生が予測される風水害及び土砂災害の被害想定）

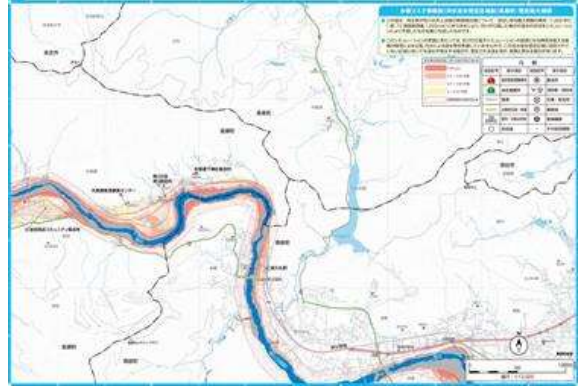
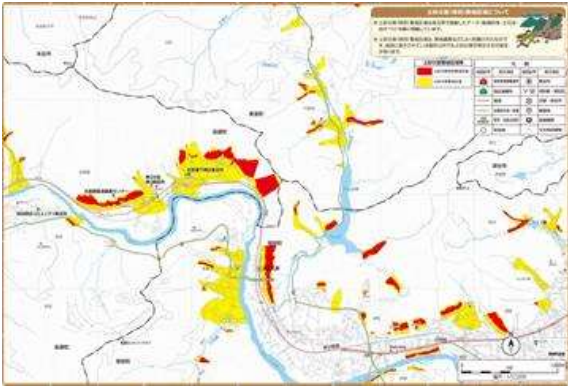
洪水により長瀨町内で発生すると想定される災害の規模については、埼玉県が公表した、水防法公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の埼玉県管理河川の水害リスク情報の情報を踏まえ、1,000年に1度の確率で発生すると想定される最大規模の降雨量（72時間総雨量1,000ミリ）により、洪水浸水想定区域への浸水や河岸浸食による家屋の倒壊が発生するものとする。

土砂災害については、令和3年度現在、長瀨町内に土砂災害警戒区域が131か所、土砂災害特別計画区域が116か所ある。想定し得る最大規模の降雨（1,000年に1度：72時間総雨量1,000ミリ）を伴う台風等の大雨や集中豪雨等により、ほとんどの土砂災害特別警戒区域で土砂災害が発生するものとする。

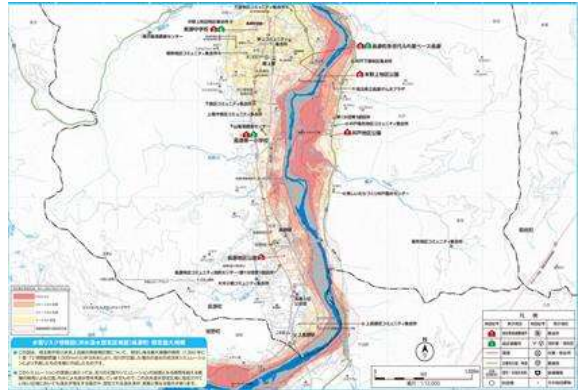
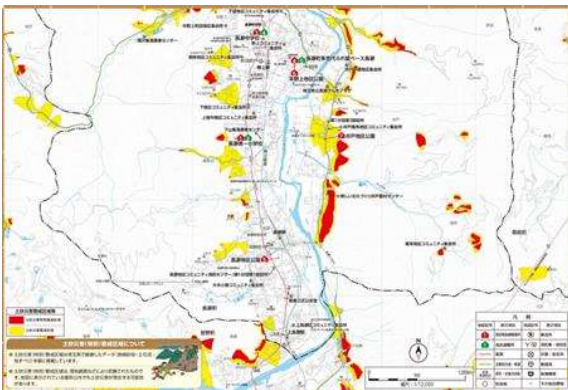
※長瀨町国土強靱化地域計画「想定する大規模自然災害 P17」より出典



(中野上・野上下郷・矢那瀬・岩田・井戸地区) 左：土砂災害、右：水害、各ハザードマップ



(矢那瀬・岩田地区) 左：土砂災害、右：水害、各ハザードマップ



(長瀨・本野上・中野上・岩田・井戸・風布地区) 左：土砂災害、右：水害、各ハザードマップ

【雪害】

(長瀨町で過去に被害をもたらした主な雪害)

2014年(平成26年)2月14~15日にかけて、急速に発達した低気圧と上空の寒気の影響により、観測史上最大となる積雪を記録し、国・埼玉県道路の通行止め及び鉄道の運休など交通機関に影響を及ぼした。

■主な大雪被害

発生年月	被害概要
平成26年2月豪雪	2月14日早朝から2月16日まで雪が降り続き、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmの大雪を記録した。当町でもビニールハウス及びカーポート等の倒壊が相次ぎ、見舞金や補助金による被災者支援を行った。

※長瀨町国土強靱化地域計画「過去に被害をもたらした災害 P15」より出典

(長瀨町で今後発生が予測される雪害の被害想定)

大雪により長瀨町内で発生すると想定される災害の規模については、熊谷市で62cm、秩父市で98cmの観測史上最大の積雪を記録した平成26年2月の大雪災害と同規模の被害とし、大雪の影響で、落雪、転倒等による人的被害のほか、交通の途絶、孤立集落の発生、構造物の損壊、農作物被害、架線切断による停電等の被害が発生するものとする。

※長瀨町国土強靱化地域計画「想定する大規模自然災害 P17」より出典

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、長瀨町でも令和4年9月26日現在で延べ

710 名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきている。新型コロナウイルスにおいても再度感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

① 事業者数及び小規模事業者数

長瀬町商工会地区内における事業者数は 406 社となっており、うち小規模事業者数は 328 者で、全体の 80.7%を占めている。

業種	事業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設	36	36	長瀬中心街とは離れたところに多い
製造	62	51	岩田地区に工業地帯がある
卸・小売	79	58	長瀬地区に多い
宿泊・飲食	81	67	長瀬地区の中心街に多い
医療・福祉	25	12	井戸・岩田・長瀬地区に多い
他サービス	99	81	
その他	23	22	
合計	406	328	

(出典：平成 28 年「経済センサス」活動調査)

② 事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

長瀬町商工会の調べでは令和 4 年 9 月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた長瀬町の事業者数は 2 者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

① 長瀬町の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき長瀬町地域防災計画を策定。計画は、長瀬町の地域に係る災害に関し、長瀬町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、長瀬町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 6 編（総論、震災対策編、風水害対策編、複合災害対策編、広域応援編、事故災害対策編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・長瀬町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・防災行政無線
- ・防災行政メール（ちちぶ安心・安全メール）
- ・長瀬町ハザードマップの作成
- ・長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 長瀬町商工会の取組み

【周知対応】

- ・埼玉県主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成

【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【備蓄・訓練対応】

- ・防災備品（電源、スコップ、テント等）の完備

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

長瀬町商工会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（1）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が十分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（2）長瀬町商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や埼玉県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とは言えない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、長瀬町商工会と長瀬町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、埼玉県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（4）感染症対策に関すること

地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

III. 目標

目標は次の4項目とする。

長瀬町地域防災計画を踏まえた長瀬町商工会の事業継続力強化支援計画を策定し、長瀬町と長瀬町商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指し

た取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP 策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCP の策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画の PDCA サイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、長瀬町商工会と長瀬町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済協同組合、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 長瀬町商工会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に長瀬町商工会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画 (BCP)・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②長瀬町商工会策定の「事業継続計画 (BCP)」を全職員で共有し、計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③長瀬町商工会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・長瀬町商工会職員による巡回や窓口指導時に長瀬町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・長瀬町広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」、「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・長瀬町商工会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤長瀬町商工会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ長瀬町商工会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（2）長瀬町商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年4月までに長瀬町商工会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

（3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④長瀬町商工会と長瀬町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、埼玉県商工会第9ブロック連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、長瀬町商工会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、長瀬町商工会と長瀬町産業観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②長瀬町商工会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、長瀬町商工会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、長瀬町商工会と長瀬町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき長瀬町商工会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①長瀬町商工会と長瀬町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、長瀬町及び埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を長瀬町及び埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・自身の安全を確保・地域被災者の人命救助への協力・被害状況の把握及び報告・(特別) 相談窓口の設置及び応急支援業務の実施

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握及び報告 ・地域災害対策への協力 ・(特別) 相談窓口の設置及び応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤長瀬町商工会と長瀬町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には長瀬町商工会が長瀬町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

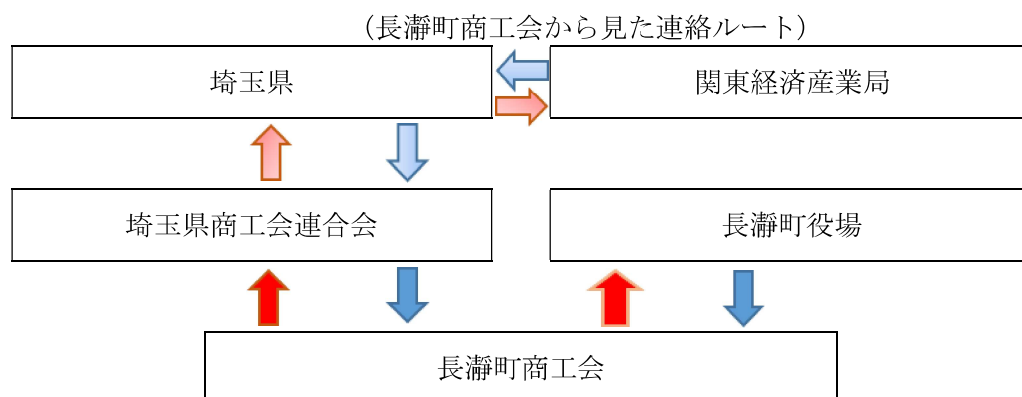
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①長瀬町で取りまとめた「長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②長瀬町商工会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や埼玉県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、長瀬町及び埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②長瀬町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。

- ③長瀬町商工会と長瀬町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や埼玉県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④長瀬町商工会と長瀬町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、長瀬町商工会と長瀬町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、長瀬町と相談する（長瀬町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて長瀬町商工会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、埼玉県、長瀬町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要なら「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、長瀬町商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

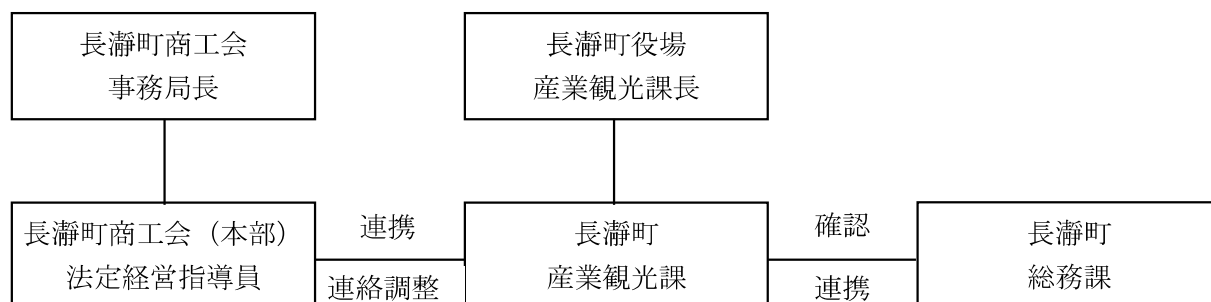
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2022年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 島崎 洸平（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

長瀬町商工会

〒369-1304 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 189 番地 6

TEL：0494-66-0268 / FAX：0494-69-1030

E-mail：nagatoro@syokokukai.jp

②関係市町村

長瀬町役場 産業観光課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL：0494-66-3111 / FAX：0494-66-0894

E-mail：sangyo@town.nagatoro.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長瀬町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

